

# 電力情報

## NO. 11

平成 25 年 5 月 30 日  
東北電力(株)

### 平成 25 年 7 月分の燃料費調整について

本日、平成 25 年 4 月の貿易統計値が公表されたことに伴い、平成 25 年 2 月～平成 25 年 4 月の平均燃料価格が確定いたしましたので、「燃料費調整制度」による平成 25 年 7 月分の電気料金に適用される調整単価をお知らせいたします。

なお、当社は平成 25 年 2 月 14 日に、平成 25 年 7 月 1 日を実施期日とする電気供給約款の変更認可申請を行っておりますが、参考として、申請中の電気供給約款等に基づいて算定した場合の調整単価についてもあわせてお知らせいたします。

#### 1. 平成 24 年 7 月 1 日実施の電気供給約款（現行）、電気供給条件に基づく燃料費調整単価等

##### （1）平均燃料価格

（単位：円 / k l）

平成 25 年 2 月～平成 25 年 4 月 （平成 25 年 7 月分料金に反映）	平成 25 年 1 月～平成 25 年 3 月 （平成 25 年 6 月分料金に反映）	平成 20 年 1 月～平成 20 年 3 月 基準燃料価格
37,800	36,700	31,000

##### （2）燃料費調整単価<sup>1</sup>

（単位：銭 / k W h）

	平成 25 年 7 月分料金 への適用調整単価（A）	平成 25 年 6 月分料金 への適用調整単価（B）	差額 （A - B）
電灯・低圧	116	97	19
高圧	112	94	18
特別高圧	109	91	18

<sup>1</sup> 消費税等相当額を含みます。

(3) 従量電灯の平均的なモデル<sup>2</sup>への影響

(単位：円/月)

		平成 25 年 7 月分	平成 25 年 6 月分	差 額
電 気 料 金		7,005	6,952	53
再 掲	(燃料費調整額)	(325)	(272)	(53)
	(再生可能エネルギー発電促進賦課金 <sup>3</sup> )	(98)	(98)	(0)
	(太陽光発電促進付加金 <sup>3</sup> )	(11)	(11)	(0)

2 契約電流 30A、使用電力量 280kWh で算定。消費税等相当額を含みます。

3 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、35 銭 / kWh、太陽光発電促進付加金は 4 銭 / kWh にて算定。

2. 平成 25 年 7 月 1 日を実施期日とする電気供給約款(申請中)、電気供給条件に基づく燃料費調整単価等

(1) 平均燃料価格

(単位：円 / kl)

平成 25 年 2 月～平成 25 年 4 月 (平成 25 年 7 月分料金に反映)	平成 24 年 10 月～平成 24 年 12 月 基準燃料価格
37,800	31,400

(2) 電気供給約款に基づく燃料費調整単価<sup>4</sup>(規制部門のお客さま)

(単位：銭 / kWh)

	平成 25 年 7 月分料金 への適用調整単価 <sup>5</sup>
電 灯 ・ 低 圧	135

4 消費税等相当額を含みます。

5 平成 25 年 7 月 1 日を実施期日として認可をいただいた場合、平成 25 年 7 月 1 日以降のご使用分には上記の単価を適用し、平成 25 年 6 月 30 日までのご使用分には、平成 24 年 7 月 1 日実施の電気供給約款(現行)に基づく燃料費調整単価(116 銭 / kWh)を適用します。

(3) 従量電灯の平均的なモデル<sup>6</sup>への影響

(単位：円/月)

		平成 25 年 7 月分
電 気 料 金		7,638
再 掲	(燃料費調整額 <sup>7</sup> )	(378)
	(再生可能エネルギー発電促進賦課金 <sup>8</sup> )	(98)
	(太陽光発電促進付加金 <sup>8</sup> )	(11)

6 契約電流 30A、使用電力量 280kWh で算定。消費税等相当額を含みます。

7 燃料費調整額は、135 銭 / kWh にて算定。

8 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、35 銭 / kWh、太陽光発電促進付加金は 4 銭 / kWh にて算定。

( 4 ) 電気供給条件に基づく燃料費調整単価<sup>9</sup> (自由化部門のお客さま)

( 単位 : 銭 / k W h )

	平成 25 年 7 月分料金 への適用調整単価 <sup>10</sup>
高 圧	1 3 1
特 別 高 圧	1 2 5

9 消費税等相当額を含みます。

10 平成 25 年 7 月 1 日以降に、平成 25 年 7 月 1 日実施の電気供給条件等の適用を受ける電気料金に適用いたします。

平成 25 年 2 月 14 日に変更認可申請を行った電気供給約款 (申請中) の実施期日および燃料費調整単価等の算定諸元は、国の審査等を経て決定されることから、申請中の電気供給約款、または電気供給条件に基づき算定した平成 25 年 7 月 1 日以降のご使用分に適用される燃料費調整単価は、実際の電気料金に適用されない場合があります。

当社は、電気供給約款の認可をいただいた後、当該電気供給約款等に基づく燃料費調整単価等を改めてお知らせいたします。